地域移住・定住の促進等に向けた支援の拡充 -地方創生の実現をめざして-

平成29年11月

【担当省庁】国土交通省

国にお願いすること

地域移住・定住の促進

- 1. 移住・定住を促進するための高齢者や子育て世帯向け住宅 整備への支援の充実
- 2. 良質な既存住宅・空き家の有効活用への支援の充実
- 3. 郊外住宅地など基盤整備の整った既存住宅地の再生に向けた 事業手法の確立

現状と課題(背景・要望する理由等)

1. 移住・定住を促進するための高齢者や子育て世帯向け住宅整備への支援の充実

山間部などでは、高齢者の居住や若者の定住の促進の取り組みを進めている。このため、地域の気候や風土を活かした地域優良賃貸住宅整備を一層支援するために、制度拡充(山間部における造成費や地域住民の交流スペース整備費への支援等)及び予算の確保が必要。







2. 良質な既存住宅・空き家の有効活用への支援の充実

定住促進等を目的とした空き家改修のほかにも、郊外住宅地においても空き家の有効活用が求められている。そのため、<u>良質な既存住宅・空き家を活用した公</u>的賃貸住宅や地域の活性化のための改修等への支援の充実、予算の確保が必要。

3. 郊外住宅地など基盤整備の整った既存住宅地の再生に向けた事業手法の確立

郊外住宅地において、住民の高齢化の進行や多数の空き家の発生により、地域の衰退が懸念され、地域のニーズに応じた暮らしの機能の確保やそれらを支える地域活動への支援が必要となっている。

そのため、<u>拠点開発型の事業手法ではない、長期にわたる地域のニーズを踏ま</u>えた取組を支える事業制度が必要。

奈良県における取組状況

(1) 移住・定住の促進に向けた住宅の整備

- 集落で孤立する高齢者の安全・安心の確保や住み続けられる集落づくりが課題
 -) 過疎地域などでは、若者の定住促進も課題

十津川村の取組



- ○高齢者が住み続けられる村づくりを目標に、福祉部局と連携して、平成28年度に高森のいえプロジェクトとして、高齢者向け住宅、見守りを行う管理人住宅、集会スペースなどを整備。
- ○今年度から8世帯12人の高齢者及び子ども二人の家族 管理人世帯が入居し、住み続けられる集落がスタート。

国の支援があって、十津川村の本取組がアジア都市景観賞(国連ハビタット福岡本部他 主催)をいただきました。

(2) 移住・定住の促進に向けた空き家の活用

- 空き家は多くあるけれど、仏壇やその他の家財道具が残っていて貸してもらえない
- 使える空き家であっても、汲み取り便所や台所などの水回りの改修が必要
- 〇 既存集落の受け入れる体制づくりも重要

川上村の取組



空き家再生等推進事業(国費)を 活用して、既存の建物を改築し、 シェアハウスとして整備。

川上村では、4か年で17 世帯41名の移住があり、 うち子供が11名。



東吉野村の取組





オフィスキャンフ東吉野 OFFICE CAMP HIGASHIYOSHINO 東吉野村では、シェアオフィスを整備。 自然豊かな山村で備くすばらしさを体 感。 2ヶ年で725人利用、 15人移住。

インターネットを活用した仕事など、場所を選ばずに働ける人を村に呼び込む「クリエイティブ・ヴィレッジ・プロジェクト」が平成25年度から進行中。 平成26年度に、空き家再生等推進事業(国費)により空き家をシェアオフィスに改修。

(3) 郊外住宅地等の既存住宅地の再生に向けた取組

- 県内の大規模郊外住宅地において空き家の発生推計を行ったと ころ、2040年には区画の6~7割が空き家になることが判明。
- 今後、子育て世帯等の流入促進を図るとともに、<u>高齢化が進んでも地域で豊かな暮らしを営むことができるよう、「住み続けられる」郊外住宅地のあり方について検討し、取組を支援することが必要。</u>

